

令和6年第1回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和6年2月16日（金） 開 会：14時00分 閉 会：15時53分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 1階 多目的室

3 出席者の氏名

教 育 長	厚 東 和 彦
委 員	松 田 福 美
委 員	吉 本 妙 子
委 員	片 山 研 治
委 員	岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長	山 本 次 雄
教 育 部 次 長	十 楽 さゆり
教 育 政 策 課 長	〃
生 涯 学 習 課 長	川 上 浩 史
人 権 教 育 課 長	上 野 和 子
学 校 教 育 課 長	原 田 剛
学 校 給 食 課 長	河 村 武 志
中 央 図 書 館 長	石 村 和 広
新南陽総合出張所次長	中 村 勝 也
熊毛総合出張所次長	家 永 敦 夫

5 会議の書記の職氏名

教育政策課課長補佐	三 浦 勢 司
教 育 政 策 課 主 査	松 村 美由紀

6 議事日程等

日程	件 名	
1	会議録署名委員の指名について	
2	議案第1号	周南市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について
3	議案第2号	指定管理者の指定について（周南市大田原自然の家）
4	議案第3号	令和5年度周南市一般会計補正予算要求について
5	議案第4号	令和6年度周南市一般会計予算要求について

7 委員会協議会

(1) 共催及び後援大会等一覧表・・・（該当課）

※資料 当日配布

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

ただ今から「令和6年第1回教育委員会定例会」を開催いたします。議事日程に従いまして、進めてまいります。

日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。本日の会議録署名委員は、「松田委員さんと片山委員さん」をお願いいたします。

2	周南市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について
---	-------------------------------

教育長

続きまして、日程第2、議案第1号「周南市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件につきまして、中央図書館から説明をお願いいたします。

中央図書館長

議案第1号「周南市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」ご説明いたします。議案書は1ページから21ページでございます。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号によるものでございます。

この度、周南市立図書館は、地域に密着した図書館として、さらなる市民サービスの向上や効率的な図書館運営を行うことを目指し、令和6年度より、開館時間等を見直すことといたしました。今回の改正は、この開館時間等の変更について、必要な改正を行うとともに、一部用語の修正、および一部規定の変更などを行っております。

それでは、議案書8ページから15ページの新旧対照表に基づいてご説明いたします。

まず第1条に続き、第2条につきましては、図書館の休館日の見直しです。まず第3号において、新南陽図書館および福川図書館以外の図書館については、国民の祝日に関する法律に規定する休日が月曜日に当たるときの翌火曜日も休館としておりましたが、この規定を削除し、中央、熊毛、鹿野図書館についても、新南陽、福川図書館と同様の取扱いといたします。また、あわせて、この休日が土曜日、日曜日に当たる場合は、徳山駅前図書館、福川図書館を除き、開館することといたします。

また、新旧対照表には記載されておりませんが、第3条において、「図書館の開館時間を別表のとおりとする」としており、その別表を、14ページ、15ページに記載しております。開館時間は、中央、新南陽図書館が、火曜日から金曜日までが午前9時30分から午後6時30分まで、土曜日・日曜日が午前9時30分から午後5時30分まで、熊毛、鹿野図書館が、火曜日から金曜日までが午前9時30分から午後6時まで、土曜日・日曜日が午前9時30分から午後5時30分までといたします。なお、福川図書館、徳山駅前図書館は変更ありません。

8ページに戻りまして、同条第4号において、これまで毎月末日としておりました館内整理日を、毎月最終水曜日とするとともに、用語の修正を行っております。また第5号についても用語の修正を行っております。

また、同条第2項および第3条につきましては、条文の整理および用語の修正を行っております。

続きまして、第4条および第5条の改正についてですが、これまでは、条文の中において、図書館に所蔵する資料についての記述がまちまちであったため、図書館に所蔵するすべての資料を「資料」、電子図書館を除いた所蔵資料を「図書等」と定義いたしました。あわせて、第5条第2項において、これまで、閉架の資料を利用する際の様式を定めておりましたが、実情に即して削除しました。

次に第5条の2についてですが、電子書籍の定義について、第4条において図書館に所蔵するすべての資料を「資料」と定義したことによる修正となります。

第6条、第7条につきましては、図書館資料の定義にともなう語句の修正です。

第8条につきましては、図書館カードについての規定です。定期的に利用者情報を確認する必要性から、新たに、図書館カードの有効期間を定めております。また第9条にありました、利用者情報の変更の届け出を第8条に加えるなど、規定を一部整理しております。

第9条につきましては、用語の修正でございます。

第10条につきましては、図書館カードの失効についての規定ですが、これまでの規定に加え、今回の改正により、図書館カードの有効期限を定めたことによるもののほか、必要な規定を加えております。

第11条、第12条、第13条につきましては、図書館資料の定義などにともなう用語の修正です。

第14条につきましては、資料返却延滞者に対する処分に関する基準の規定を追加いたしました。

以下、第15条以降の改正は、用語の整理による修正です。

なお、議案書16ページ以下、様式につきましては、用語の見直しなどにともなう改正を行っております。

最後に、7ページに戻りまして、附則として、この規則の施行日を令和6年4月1日とすることと、新たに図書館カードの有効期限を設けることから、現在交付済の図書館カードの有効期限の経過措置について規定しております。

以上で説明を終わります

教育長

はい、ありがとうございます。

それではご質問ありましたらお願いいたします。

岡寺委員

確認なのですが、休館日の説明のところで土曜日又は日曜日っていう部分があったのですが、書いてあるのは日曜日又は土曜日というのは何か理由があるのでしょうか。

中央図書館長

理由は条文の書き方のルールというか、その書き方の原則が日曜から始まるのですが、説明の方は、土曜日日曜日と言った方が分かりやすいかと思ひまして、そのように説明させていただきました。

岡寺委員

理解しました。ありがとうございました。

教育長

よろしいでしょうか。

松田委員

今の休館日についてもう一度お尋ねします。この議案の書き方がとても理解が難しいというか、簡単に言うとどうなるか、もう一回教えていただけますか。

中央図書館長

簡単に申し上げますと、休館日につきましては、まず毎月の月末整理日に規定していたのが、毎月最終水曜日に、末日であったのが水曜日になります。それから、月曜日が祝日に当たる日の翌火曜日を、今まで新南陽と福川以外は休館をしていたのですけれども、それも全て開館という形になりますので、月曜日の祝日の翌日は全館開館という形になります。それと含めて祝日について、土曜日、日曜日が祝日に当たる場合は、福川図書館を除いて開館するという形になります。

松田委員

土曜日、日曜日は。

中央図書館長

祝日の場合です。通常であれば休館なのですが、福川図書館を除いて開館するという形にしています。

松田委員

福川図書館は祝日の場合は休館になるということですね。なぜお伺いしたかというところ、ここに福川図書館以外にあってはこう書いてあるのですが、では福川図書館はどうなるのかなと思いました。では、福川図書館についての規定はどこかに当てはまるのですか。

中央図書館長

福川図書館につきましては現行と同じです。規則は改正していますが、福川図書館の扱いについては基本的には今と同じ扱いということになっています。

松田委員

だから福川図書館以外については除くと書いてあるので、では福川図書館はその前の条文でいきますよってという話ですね。

はい。わかりました。

教育長

条文はなかなか難しいですね。

ほかにはいかがでしょう。

吉本委員

この度、13条の次の14条ということで、新たに貸出しの停止ということを追記されたと思うのですが、これは事例として過去にどのぐらいあったのでしょうか。

中央図書館長

事例はまとめていないのですが、やはり目に余る延滞というのもございますので、そちらについて貸出し停止等の処分を行うことができるという規定を足して、その基準を明確にさせるという意味で追加させていただきました。

教育長

よろしいでしょうか。

吉本委員

あともう一点いいですか。移動図書館、2週間に1回いろいろなところを巡回されていると思うのですが、その利用状況というものはいかがですか。

中央図書館長

移動図書館は、市内40ステーションと大津島西ステーションといった形で行っております。

だいたい2週間に1回程度、巡回をしております、コロナの時に図書館来場者の落ち込みはかなり激しかったのですが、移動図書館についてはそこまでの落ち込みはありませんでした。

あとは小規模校等の巡回をしております、そちらの方でご利用いただいている子どもさんも徐々に増えているという形にはなっております。ただ、一方で利用者の高齢化が進んでいるというところはあります。

教育長

よろしいですか。

吉本委員

あともう1点いいですか。申込用紙等を記載していただいているのですが、私が非常に良いなと思ったのは、西暦で表記されている所です。最近、平成・令和のだんだん記憶が曖昧になって来ましたので、あえて西暦と書いてあるのは、とても良い表記の仕方だなと感じております。ほかのものについて^{すべ}全てに西暦と書いている訳ではないので、統一した方が良いのかなと思いました。

中央図書館長

年号を入れておりませんので、元号で書かれても西暦で書かれてもどちらでもよいのですが、ほかにも次に見直し等がありました時には、また分かりやすい表記を考えていきたいと思います。

教育長

よろしいですか。

そのほかいかがでしょう。

松田委員

図書館カードについてお尋ねします。第8条関係です。3年間という期限を設けられたというのですが、これまでは1回の申請で使えていましたか。

中央図書館長

基本的には無期限という形で使っておりましたけども、やはり途中で、例えば住所が変わったとか、そういう方の申請が少なく、確認する機会が少ないというのがございまして、何か連絡をしたい時でも連絡がつかない等ございます。住民記録に連動してないものですから、あくまでも利用者さんの申請という形になります。そちらのほうを確認させていただきたいということで3年間という期日を設けさせていただきたいと思いました。

松田委員

意見として言わせていただくな、3年間はあっという間のような気がして。では再申請の時の手続きはどうなるのだろうと思ったのですが。

中央図書館長

まだ詳細は今後詰めるのですが、基本的には同じように申込書に記載をしていただいて、あとは身分証明書等の確認をさせていただくような形になります。

松田委員

ということは必然的に、続けて使いたい人は3年ごとに行かなければいけないということですね。その3年間の切り替え時期に使用がない場合は、新たに申請をするということですね。

中央図書館

考え方としてはそうなるということですね。

松田委員

これは電子図書館との関連はどうなりますか。

中央図書館長

電子図書館につきましては、貸出しのカードの利用という形になりますので、図書館カードの方の利用ができなくなった場合は更新が必要なのではございますけれども、電子図書館の権利は残りますので、その辺は確認をしながら進めていきたいと思っております。

松田委員

確かに電子図書館の申請時にカード番号等からいきましたので、電子図書館を対応している人もそういう手続きが必要になるということになる。やはりスパンで見ると3年間ってあっという間ではないかなと思われました。実はほかの図書館でカードが期限で区切られているというのは、あまり聞いたことがなく、県立図書館は多分まだずっと使えるのではないかなと思っているので、ちょっと利用者からしてみると少しハードルが上がるかなと思うのですが。

中央図書館長

この期限が切れたとしても、全く使えなくなるというわけではなく、またご申請等をいただければ基本的には使用できますので、お手間は取らせるかもしれないのですが、そこまで厳しい規定ではないかなと思っております。

松田委員

では逆に、図書館に行かなければできないという仕組みが、何かもう少し簡単にできるようになるといいかなと思われました。

中央図書館長

電子図書館の申請もWebを使ってできるようにはしてありますので、そういうのを含めてまた考えてみたいとは思っております。

松田委員

ぜひお願いします。それからですね。先ほどの文言の整理で「市図書館資料」、それから「資料」「図書等」という、段階的に整理されて行っているというのは良く分かるのですが、電子図書が入ってきたからこういうことになっているのではないかなと推察します。

ただ条例の方は電子図書については一切何も変わってないですね。それで、この施行規則の範疇^{ちゆう}でやるのがいいのか、大本の条例の方での規定というか、そこは行政上の判断でしょうけれど、ただあの施行規則を読んでいくと、段階的に言葉が出てきて、こうなるなっていうイメージを持ったので、早めにやるとしたら施行規則で対応というのも分かるのですが、いずれこの電子図書や電子資料は大きな幅を占めてくると思いますので、その辺りを見通しが必要だなというふうに思いました。素人の考えですが。

中央図書館長

条例の第5条に「図書館の図書、記録その他必要な資料」という規定が大本でありますので、電子図書館につきましても、図書館資料という考え方で今こちらの方に統合されると考えております。

電子図書館については、これとは別に取り扱いの要綱等がございますので、こちらの方で規定するという規定を作っておりますので、そちらの方で今のところは対応しているという考え方になるのかなと思います。

松田委員

私も第5条の大本を探りましたので、「図書館の図書、記録その他必要な資料（以下「資料」という）。」となっていますが、この制定時に電子図書とか電子関係の資料等がどの程度想定されていたかというのは分からないままに、今ここに含まれるので、基本的にこれで成り立つとは

思うのです。ただこれから電子書籍とか電子資料とかいろいろなものが増えてくるのであれば、この辺の見通しも必要かなと思った次第です。

中央図書館長

今後想定しないような資料も出てくるかもしれませんので、そちらの方はいろいろ考えていきたいと思います。

松田委員

はい、そうですね。図書以外にこれだけ資料があるといえることを、私たちの方から改めて自覚しながら、ではその取り扱いってどうなるのだろうというのはやっぱり見えないところなので、教えていただきたいなと思いました。

中央図書館長

どういう資料か等、改めて考えていきたいと思います。

松田委員

それからですね、大変多岐に渡るものなのでよく読み込めてないところもあるかと思うのですが、様式から先に行きます。第6号様式、これはここには出ていないのです。複写申し込みについて、これの宛先には〇〇図書館長っていうのが、残っているのですが、たしかほかの様式でまとめて周南市図書館長になっているので、変えられるならこの第6号関係もあわせて変えておかれる方がいいのではないかなと思いました。

複写申込書の様式に〇〇図書館長様という記載があります。確認してみてください。

中央図書館長

はい、分かりました。

松田委員

次に19ページです。第4号、12条関係の文言の中に、ここは「周南市立図書館長様」になっていますが、上に「下記資料の特別館外利用」なんですよ。これは先ほどの資料と図書等の整備でいくと、どういう理解になりますか。

「特別館外利用申込書」っていうのは図書等と資料。図書も含みますよね。ここに下記資料の特別館外を申し込みますとなると図書は入らないのですか。

中央図書館長

この場合だと下記資料ですので、条例でいうと図書館資料^{すべて}という考え方になると思います。

松田委員

なので、これは条例上の資料ですね。

中央図書館長

そうですね。

松田委員

一つ変わるとあちこちが変わりますので、どういうことかなと思い質問しました。すみません。それで、その下にですね「特別館外利用申込」ということで、この資料を使いたいということなのですが、利用の目的というのを追加されていますが、これは何か思いがあるのでしょうか。

中央図書館長

基本的には公的機関を前提としておりますのと、あとは館内貸出利用の想定をしております、なぜ図書館内ではいけないのか、という意味合いがありますので、そういった意味で付けさせていただくようになります。

松田委員

この資料をどういう形で利用されるのかというのを、具体的に把握したいということですか。

中央図書館

基本的には館外利用できない資料の想定がありますので、それについてどうして館内ではダメなのかなという、そういう意味合いがございます。

松田委員

あの意図がよく分かりましたけど、こういう目的は書かなくてもいいという判断もありますか。図書というのはそれぞれの個人の思考とか、いろいろなものを含んでいますよね。だから、その辺りでこう尋ねることの必要性、貸し出す方からは分かるのですが、貸し出される方はいろいろ言われなくて、逆にない方が、こういう利用目的を書かないことは不備があるのか、書いた方がいいのか、私も判断がつかないのですが、こうやって並べてみると、なぜここに書かなくてはいけないのだらうなと思ってしまったので、また明確な理由があったら教えてください。

要は利用者側から見て、これを書くことによってのちょっとした思いがあるのではないかなと思いました。逆にそういう思いがないままに使っていただく方がいいのですけれどね。

中央図書館長

基本的に館外貸出しを認めていない訳ですから、館外貸出しができないものに対しては、それなりの理由があるのかなという思いで、入れさせていただいたというところがあります。それについて例えば支障があるという形であれば、ある程度はその辺は事情を汲むということもあろうかと思います。

松田委員

すみません、少し気になりましたのでお尋ねしました。

教育長

ありがとうございます。

松田委員

それからですね。すいません。こういうものを見る機会がないのももう少しいいですか。様式第5号、次の21ページですが、「団体等館外利用登録申込書」ですよね。これについては様式が変わるのですが、1回出せばこれで使えるものなのですか。それから、例えばこういうものは学校等も含まれるものなのですか。

中央図書館

団体についての貸出し等に関することについては、また別途定める予定としております。学校についても登録はいただいております。

松田委員

確か団体等の中にはPTAの方々の読み聞かせとかいろいろなものがありますね。そこでですね、ここにカード番号を書くのですよね。ここでのカード番号とは図書館カードですよね。

中央図書館長

そうです。団体さんにもカードを発行するような形になります。ただ、団体さんに関してはカードをお預かりして、こちらの方で管理していくということはやっております。

松田委員

それで先ほどの3年なのですよ。

中央図書館長

団体については、以前はもう少し内規で厳しく規定していたのですけれども、やはり難しいということで、そちらの方の内規の見直しを今考えています。

松田委員

そうなのですね。図書館カードであればまた3年ごとに申請するという事で、番号が変わるのか変わらないのか分かりませんが、という思いがありましたので、お尋ねしました。なかなか毎年出すということも難しいので、ということです。

それから、先ほどご説明いただいたこの別表なのですが、開館時間の別表がありましたね。確かにこういう形でとても改善されている事が良く分かるのですが、見た時に分かりづらくて、すみません、私だけかもしれませんが。

中央図書館と新南陽図書館で曜日が上下になって、また熊毛図書館と鹿野図書館で曜日が上下にあって、福川図書館。実は左の旧の表のこの数値だけ変えて頂く方が個別に見たときは分かり良いのではないかと思います。

ざっと見たときに福川図書館だけちょっと違うのだなというのが分かって、みんな揃えられたのだなということが分かったような気がしたのは私だけかもしれません。ただ文字でこう並べていただくと、なかなか読み取るのが難しいなと思うことがありました。それは感想です。

最後にすみません、図書館の活動については力を入れて工夫されているということは良く分かるのですが、先ほども申しました様に、なかなか施行規則等を拝見する機会がないので気付きをたくさん申し上げました。以上です。

教育長

ありがとうございます。いろいろなご意見がありましたので、それも参考にしながら、今後また見直しが必要な時にはお願いできたらと思います。

中央図書館

少なくともお客様に公開する場合は、分かりやすい表記で説明していきたいと思います。

教育長

そうですね。

松田委員

そうですね。その方が、良さが伝わると思います。

教育長

ほかに図書館関係いかがでしょうか。

よろしいですか。

(※異議なしの声)

それでは、議案第1号を決定いたします

3	指定管理者の指定について（周南市大田原自然の家）
---	--------------------------

教育長

では、続きまして、日程第3、議案第2号「指定管理者の指定について（周南市大田原自然の家）」を議題といたします。

この件につきまして、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

生涯学習課の川上です。

それでは、議案第2号「指定管理者の指定について（周南市大田原自然の家）」のご説明をいたします。

議案書の22ページから25ページをご覧ください。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号によるものです。

議案書24ページをご覧ください。指定理由のとおり「周南市公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例」第6条の規定に基づき、周南市大田原自然の家の指定管理者として、公益財団法人周南市ふるさと振興財団を指定しようとするものです。

指定管理期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間としております。

周南市大田原自然の家は、集団宿泊訓練や野外活動を通じて、心身ともに健康な青少年を育成することを目的とする施設であり、その事業効果を発揮するよう、現在令和5年度においては、公益財団法人周南市ふるさと振興財団を指定管理者としております。

なお、議案書25ページに、ふるさと振興財団の概要をお示ししています。

以上で説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。それではご質問ありましたらお願いします。

吉本委員

はい。その前に改めて質問しますが、中須に移転するのは何年度でしょうか。

生涯学習課長

今年度調査をしておりますが、令和6年度に改修設計に入りまして、令和7年度に改修工事を計画しております。対しまして、令和8年度に完成の上、移転、共用を開始することを考えております。

吉本委員

ということは、令和8年の4月1日からということですか。年度内ということですか。

生涯学習課長

設計が終わりまして、最終的な工事の工期等もまだ分かりませんが、工事が終わってもその後、どういう形でスイッチしていくかというところをまだ検討している途中でございますので、4月1日からということは、ちょっとまだはっきり分かりません。

吉本委員

ありがとうございます。気になったのが、この度の指定の期間が令和8年3月31日までということで、組織等の体制が新しく場所が変わった時に、この体制でいけるのかどうかということをお尋ねしようかと思いましたが、それであれば問題ないということで確認できましたので、ありがとうございます。

教育長

よろしいですか

吉本委員

はい、大丈夫です。

教育長

そのほかいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、議案第2号を決定いたします。

4	令和5年度周南市一般会計補正予算要求について
---	------------------------

教育長

続きまして、日程第4、議案第3号「令和5年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題といたします。

この件につきましては、各課から説明をお願いいたします。

まず、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

議案第3号「令和5年度周南市一般会計補正予算要求について」ご説明いたします。

議案書26ページをお願いします。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号によるものです。

内容については28ページからになります。別紙です。

今回の補正予算は、教育委員会事務局で所管いたします予算のうち、歳入予算で5千790万4千円を、歳出予算で1億1千375万9千円を、それぞれ減額する補正について、法の規定に基づき、市長に意見を申し出るものです。

表の右端の欄に、それぞれ所属を記載しております。各事業費に係る補正予算の詳細につきましては、各課から説明します。

まず、教育政策課の所管事務に係る予算の補正です。

29ページをお願いします。「教育費」「教育総務費」「事務局費」の説明欄になりますが、「退職手当」3千838万円の増額は、令和5年度末の退職者見込みによるものです。

次に、「奨学金貸付等基金事業費」のうち、修学支援奨学金108万円の減額は、給付型である修学支援奨学金の給付対象者の決定によるものです。

「奨学金貸付等基金繰出金」223万9千円の増額は、ふるさと周南応援寄付金を通してご支援いただいた、奨学金貸付等基金への充当額が確定したことによるものです。

次に、「小学校費」「小学校建設費」「小学校改修事業費」1千188万9千円の減額補正と、次のページの「中学校費」「中学校建設費」「中学校改修事業費」294万2千円の減額補正は、今年度を実施する小・中学校改修工事の中で、工事が完了し、不用額が確定したものについて減額補正を行うものです。

最後に、28ページの歳入予算、「奨学金貸付等基金繰入金」の減額につきましては、修学支援奨学金の減額補正に伴い所要の財源補正を行ったものです。

以上で、教育政策課所管事務に係る補正予算の説明を終わります。

教育長

続けて、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

生涯学習課の所管事務に係る補正予算について、説明いたします。

議案書の29ページをご覧ください。

「民生費」「児童福祉費」「子ども・子育て支援費」の「工事請負費」、説明欄「児童クラブ

整備事業費」の施設改修工事補正額、5千824万8千円の減額でございます。

これは、富田西児童クラブの教室を移転することに伴うランチルーム改修工事についての予算執行残額4千417万8千円と、東福祉館児童クラブを含む東福祉館の耐震改修工事が入札不調により令和6年度へ延期したことにより不執行とした工事費1千407万円を、それぞれ減額するものです。

議案書30ページをご覧ください。

「教育費」「社会教育費」「社会教育施設費」の「委託料」、説明欄「学び・交流プラザ改修事業費」の設計委託料補正額、826万5千円の減額でございます。

これは、学び・交流プラザの交流アリーナ空調設備を整備するにあたり、設計予算の執行残額を減額するものです。

次に、「文化財保護費」の「工事請負費」、説明欄「民俗資料展示室管理運営事業費」の除却工事、3千511万3千円の減額でございます。これは、周南市民俗資料館の開館に伴い廃止した、旧新南陽民俗資料展示室の解体工事について、予算執行残額を減額するものでございます。

次に、「青少年教育推進費」の「報償費」、説明欄「学校・家庭・地域の連携協力推進事業費」の報償金、193万3千円の減額でございます。これは、学校・家庭・地域の連携協力推進事業費の報償金、主に放課後子供教室や家庭教育支援チームの活動件数が当初の計画ほど実績見込みが伸びなかったことに伴いまして、有償ボランティアである協働活動サポーター等への支出が減少したことによるものです。

同じく「青少年教育推進費」の「委託料」、説明欄「大田原自然の家管理運営事業費」の調査委託料、補正額57万7千円の減額は、大田原自然の家を移転する計画としている中須中学校において、アスベスト含有調査を行った委託料の予算執行残額を減額するものです。なお、対応する歳入につきましては、議案書28ページのとおり、事業費の減額に伴う国及び県からの補助金と、市債を、それぞれ減額する財源補正をしております。なお、補正後の市債の状況については、議案書32ページの「地方債補正」をご参照ください。

引き続き、議案書31ページ及び33ページをご覧ください。「大田原自然の家指定管理料」に係る債務負担行為の補正・追加でございます。

大田原自然の家は、集団宿泊訓練や野外活動を通じて、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とする施設であり、この施設の指定管理者を令和6年4月1日から指定するため、令和5年度内に協定が締結できるよう債務負担行為を設定するものであり、令和7年度までの期間において、8千143万2千円を限度額として設定するものです。

以上で説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。最後に、学校教育課の説明をお願いいたします。

学校教育課長

学校教育課に係る補正予算について、説明いたします。

議案書の29ページをお願いします。

表の中段にあります「教育費」「教育総務費」「教育指導費」「教育指導一般事務費」こちらの派遣指導主事給与費負担金を200万円増額しております。こちらにつきましては、当初予算積算時は令和4年度時点での指導主事に基づいて給与費負担金を積算しておりましたが、令和5年度の指導主事8名の給与費負担金の増額が必要となりましたことから、必要額を増額するものでございます。

続いて、「教育費」「教育総務費」「教育指導費」「学校ICT環境推進事業費」の学校パソコン等管理業務委託料を500万円減額しております。これは、GIGAスクール運営支援センター関連業務の内容精査や入札減等により生じた不用額を減額するものでございます。

次に、「教育費」「教育総務費」「教育指導費」「GIGAスクール構想推進事業費」のシステム保守委託料を300万円減額しております。これは、子どもたちが学習に使用している学習総合支援システム提供業務の入札減により、不用額を減額するものです。

続いて、「教育費」「小学校費」「小学校管理費」「小学校運営費」の複写機使用料を、複合機の入札減によって生じた不用額550万円減額するものでございます。

次に、「教育費」「小学校費」「小学校教育振興費」「小学校就学援助費」につきましては、本年12月までの就学援助費支給状況を基に、今後の支給見込みを積算し、学用品費・通学用品費・校外活動費、修学旅行費、オンライン学習通信費において不用額が生じる見込みとなりましたので、その不用額800万円を減額するものでございます。

次に30ページをお願いいたします。

「教育費」「中学校費」「中学校管理費」「中学校運営費」の複写機使用料ですが、小学校運営費と同様に、入札減による不用額400万円を減額するものです。

次に、「教育費」「中学校費」「中学校教育振興費」の「中学校就学援助費」、こちらも小学校就学援助費と同様に、不用額が生じる見込みとなりましたことから950万円を減額するものでございます。

続いて、「教育費」「保健体育費」「学校保健衛生費」「児童・生徒・教職員健康管理費」の学校医・学校歯科医・学校薬剤師報酬133万1千円の減額は、今年度に行った児童生徒等の健康診断や就学時健康診断など、終了したものについて不用額が確定したことに伴い、減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。

それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。

吉本委員

児童クラブの整備事業費について、大きく減額されていて、先程ご説明があったのですが、もう一度詳しく教えていただけますか。

生涯学習課長

先ほど申しましたように、大きく2つ理由があります。1つは富田西児童クラブの工事費が、入札等によりまして減ったもの、それから東福祉館児童クラブについては耐震改修工事の入札が不調でありまして、公費が5年度内に確保できないということで、6年度に改めて行うということで、不要になったということでございます。

富田西につきましては、ランチルームの全体面積を対象として工事を予定していたところですが、学校側との協議によって、その面積が少し減ったり、それから、実際設計協議を行う中で、高い天井高であったのを、天井を下げた施工するということになりましたので、その関係で空調を必要とする容積が減って、空調設備工事の経費が減った、空調機器の容積が減ったことで、今度電気設備の方も給電用能力が下げられることになったので、また金額が下がった。そういった理由が合わさってこの金額となっております。

吉本委員

工夫をされて減額されたということですね。ありがとうございます。

教育長

ほかはいかがでしょうか。

片山委員

29ページの教育指導費の中の委託料ですが、学校ICT環境推進事業費がマイナス500万円、GIGAスクール構想推進事業費マイナス300万円、これは入札減が大きな理由だというご説明だったと思いますが、それでよろしいですか。

学校教育課長

はい。まず、学校パソコンと管理業務委託料こちらにつきましては、その管理業務についての内容を精査した関係で140万円程度減額されています。それから、GIGAスクール運営支援センター関連の委託料、こちらにつきましては同じ内容精査とそれから入札減によりまして、合計で1千40万円程度になりましたので、だいたい600万円程度、減額になっています。

片山委員

契約するとき、委託する業務内容はこういうものをやるから、こういうものを事業として、やってほしいというような内容で見積もりを取るみたいな形になるのですよね。

学校教育課長

そういうことにはなっていますが、実際にはその管理機器の減じられたものであるとか、あと、実際の業務内容等が実際に見積もった業務よりも少なかったというところもあって、こういう形になります。

片山委員

こちら側がやりたいことは、だいたいその委託事業の中に十分含まれているということでしょうか

学校教育課長

はい。そうです。

片山委員

もう1つ、先ほどの31ページからの大田原自然の家指定管理料の8千143万2千円、これは令和5年度から令和7年度までという期間になっています。先ほどの説明であった指定管理の期間が令和6年から8年になっており、これは私が聞き漏らしたのかもしれませんが、どういう関係でこうなったのでしょうか。

生涯学習課長

積算の金額としては、令和6年度分と7年度分の金額にはなります。ただ、この契約を4月1日から行うために、令和5年度において、その金額を設定しておかないとならないことから、令和5年度から7年度という言い方をしております。

教育長

よろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。

松田委員

いいですか。教育政策課の小学校改修事業費の施設改修工事で、工事完了ということをおっしゃって、これも減額になっていますね。今年度予定されていたものは全て終了しているという形ですか。

教育政策課長

この度、補正予算に挙げさせていただいたのは、おおむね12月中に完了したものになりますので、小学校で言えば周陽小学校の屋体、勝間小学校の消火設備の改修工事の2件の減額分を挙げさせていただいております。ほかのまだ工事完了期間が先のものについてはそのまま残させていただいています。

松田委員

今の説明では2校に関して減額になったということですね。それから小学校費、また中学校費に上がっている運営費の複写機使用料ですね。これについて、どういシステムでこの使用料というのは成り立っているのか、例えばコピー枚数等は関係ないのですか。

学校教育課長

これは月毎^{ごと}の枚数で計算いたしましたので、当初の見込みのものよりも少ないというところではあります。

松田委員

ではペーパーレスではないけれど、そういう形のもものが反映されているということですか。

学校教育課長

はい。

松田委員

はい、分かりました。学校にはコピーだけではなく、印刷機ということもありますので。

学校教育課長

あと、追加ですけれども、契約の1枚当たりの単価が、当初予算よりも若干下がったということも影響しております。

松田委員

はい、ありがとうございます。

教育長

よろしいですか。

そのほかいかがでしょう。

岡寺委員

余ったという言い方が良いか分かりませんが、結構余るものなのだなという印象をどうしても持ってしまいます。次年度、次に向かってこれがどう反映されるのかが少し気になります。本当は必要だったけれど努力されたとか、どう解釈するのがいいのか、こういうものかとも思いますが、折角なので聞いていいですか。

教育長

いかがでしょうか。

教育部長

市の予算というのは単年度予算、以前もお話ししたかもしれませんが、1年間の予算ということで予算を組みます。見積り等を基に設計し、全て必要なもの、執行するものとして予算を組んでいます。その中で入札をしますと、どうしても工事であつたら実際に設計した金額よりもかなり落ちてくるということは発生します。そういったことについては、年度末、このタイミングで減額の補正をするというような作業をいたします。先ほど生涯学習課の方で一部事業を取りやめた、翌年度に繰り越した、これは通常あまりない状況なのですがこういったこともあります。こういったものについても、このタイミングで補正をするというような状況です。

ですから頑張ったから少なくなったというのではなくて、必要な経費を積んで、結果として不

要になったという考え方になります。そういうふうに理解をしていただけたら良いと思います。

岡寺委員

最初にもっと詰める方法があったのではないかとと思うのですが、それはどうですか。

教育部長

積算するにあたっては、正規な価格で見積もりを取り、業者さんに頑張ってもっと安くしてとか、そういったことは致しません。あと、市の単価というのが、民間の単価に比べてかなり高いという状況もございますので、そうしても市が設計すると、民間の事業よりも膨らんだような予算になってしまうというのは事実です。

岡寺委員

そうなのですね。

松田委員

今の件で、やはりこれだけ補正がかかってくると、全体として予算をどういうふうにするのだろうかというのは注目したくなりますよね。先ほどコピーの話を伺ったのも現場の努力によって使用量が減ってきているのか、そのことによって逆に無理な負担を強いてないかということもあるのではないかという思いもあり、これはもう想像ですけども。ただ今説明があったようにコピーの単価が下がったとか、それから、教育政策課の方では、年度内の終了工事がここまでで、こういう形での予算の補正になるとかっていうことが、分からないままにこれだけ見ていると、何かほかに使ったらいいのではないかと思ってしまうのも当然だと思うので。

1つの意見としては、やっぱり予算っていうのはきちんと見なきゃいけないっていうのは思いましたし、今終わって話を聞いてこういうふうに物事が決まっていくのだからっていうことも分かりました。感想になります。

教育長

ありがとうございます。皆、苦勞して予算を立てておりますので、ご理解いただける部分をご理解いただいて、ご質問があればまたそこで聞いていただいて、疑問点があれば解消していただけたら有難いと思いますので、よろしくお願いいたします。

岡寺委員

ありがとうございます。

教育長

ほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

(※異議なしの声)

それでは、議案第3号を決定いたします。

5	令和6年度周南市一般会計予算要求について
---	----------------------

教育長

続きまして、日程第5、議案第4号「令和6年度周南市一般会計予算要求について」を議題といたします。

この件につきましても、各課から説明をお願いいたします。

最初に、教育政策課お願いいたします。

教育政策課長

教育政策課の説明に先立ちまして、全体の事もあわせて説明させていただきます。

議案第4号「令和6年度周南市一般会計予算要求について」ご説明いたします。

議案書34ページをお願いします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号によるものです。

初めに、周南市全体の予算の概要について、議案第4号参考資料「令和6年度周南市予算説明参考資料」により説明します。

資料の1ページでは、一般会計の外に、6つの特別会計と5つの企業会計の予算編成の状況をまとめています。

全体の予算総額は、2千4億9千402万8千円で、前年度比、41億9千294万1千円、率にして2.0パーセントの減額予算となっています。

次の2ページは、「当初予算のポイント」になります。一般会計においては、^{すべ}全ては人口減少対策につながるという基本方針のもと、将来を見据えた施策に^{ちゅうちよ}躊躇なく取り組むための予算を編成し、予算規模は合併以降最大となりました。

当初予算額は726億6千万円で、前年度比15億7千900万円、率にして2.2パーセントの増額予算です。

教育委員会所管の関係では、第2次まちづくり総合計画の主要プロジェクトである、「1みんなで子育て応援プロジェクト」や、「2輝く子ども育成プロジェクト」に関連する推進施策である、「学校・家庭・地域の連携強化」「学校教育の充実」「地域と共にある学校づくり」「教育施設の整備」などに引き続き取り組んでまいります。

次の3ページ、当初予算の特徴では、「未来へつなげる～子ども・子育てにやさしいまちへ～」の中で、拡充マークの施策として教育環境の充実が掲載されています。

令和6年度は、学校長寿命化計画に基づく大規模改修を計画的に進めるとともに、熱中症対策や学習に集中できる教育環境を確保するため、小中学校の特別教室等への空調整備と照明のLED化に向けた導入調査に取りかかります。

また、「安心して登下校できる通学路の整備」については、道路課所管の事業となりますが、教育委員会や小中学校も協働してまいります。

資料の7ページをお願いいたします。一般会計歳入の状況ですが、市民税や固定資産税等の「市税」が37.5パーセント、特定の事務事業について一定の基準に基づき国からの補助が受けられる「国庫支出金」が14.8パーセント、受益を受ける将来の世代の住民にも平準化した負担をお願いするための借入金である「市債」が7.3パーセント、団体間の財源の不均衡を調整するために税の再配分として交付される「地方交付税」が10.3パーセント等となっております。

次に、9、10ページをお願いします。

一般会計の歳出予算について、予算の支出目的ごとに分類したものです。「教育費」は80億7千79万5千円で、全体の11.1パーセントを占めています。10ページの右下前年比で22.7パーセントの減となっていますが、主な理由としては、周南公立大学新校舎の整備完了によるものです。

次に、12、13ページは、歳出予算を性質別に分類したものです。

令和6年度におきましては、生活保護等の福祉事業など、市民の生活支援に要する経費の「扶

助費」が18.4パーセント、つづいて、「人件費」が16.3パーセント、「物件費」が16.2パーセントとなっております。

以上で、簡単ですが参考資料の説明を終わります。

それでは、議案書に戻っていただきまして、議案書37ページをお願いします。教育費の構成について、前年度との比較とあわせて掲載しております。

前年度から大きく伸びているものの要因としまして、まず、小学校教育振興費の増については、小学校教科書改訂関連事業に伴うものです。

次に、小学校建設費・中学校建設費の増については、各学校の大規模改修工事の増額、次に、社会教育施設費の増は、学び・交流プラザアリーナに空調整備を設置するもの、次に、図書館費の増は中央図書館の空調整備の改修を行うことによるものです。

これから、令和6年度の教育費予算の主要な事業について、所管ごとに説明させていただきますが、表の中の「幼稚園費」、及び社会教育費の内「回天記念館費」「文化振興費」「文化施設費」また、保健体育費の内「体育振興費」及び「体育施設費」「大学費」につきましては、市長部局が所管する予算となっておりますことをご了承ください。

文化財保護費は、令和6年度から市長部局に移管されますが、予算要求につきましては、現在の所管課である生涯学習課から説明をいたします。

それでは、まず、教育政策課が所管する主要な事業について、説明します。

議案書38ページをお願いします。「小学校改修事業」6億6千533万円です。これは、児童が安心して快適に学べる教育環境を確保するために、計画的に小学校の改修工事を行っているもので、令和6年度は、福川南小学校・三丘小学校・福川小学校の外壁・防水改修、徳山小学校・富田西小学校・湯野小学校のトイレ改修、戸田小学校の照明改修、遊具改修、福川小学校屋体屋根の改修を予定しています。

次に、「小学校特別教室空調設備等整備事業」2千96万1千円は、先ほど少し触れましたが、かねてより要望もいただいております、小学校の特別教室等への空調整備の設置と、照明のLED化向け、導入調査を行うための費用を計上しております。

次に、「中学校改修事業」2億4千738万4千円ですが、これは、周陽中学校・福川中学校の学校外壁防水改修、富田中学校の照明改修、桜田中学校の防球ネット工事を予定しています。

次の、「中学校特別教室空調設備等整備事業」1千9万3千円は、中学校の特別教室等への空調整備の設置と、照明のLED化に向けた導入調査を行うための費用で、導入調査につきましては、小学校と中学校一体的に実施することとしています。

以上で、教育政策課所管分の説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。続けて、生涯学習課お願いいたします。

生涯学習課長

議案書38ページ下段をご覧ください。はじめに、「学び・交流プラザ改修事業」1億2千139万6千円でございます。

学び・交流プラザでは、体育館にあたる交流アリーナに空調設備の設置を求める要望があり、令和5年度に改修設計を行い、令和6年度及び令和7年度に改修工事を行おうとするものです。交流アリーナは、主に市民のスポーツ活動のほか競技団体の大会会場などとして利用され、令和4年度の利用実績は約4万人でございました。空調設備の整備により、熱中症などの健康不安を低下させるとともに、年間を通じたスポーツに限らない市民の交流促進を図りたいと考えており

ます。

議案書39ページをお願いいたします。次に、「鶴保護対策事業」1千812万3千円でございます。これは、特別天然記念物、「八代のツルおよびその渡来地」の保護を行う事業であり、「ツルの生息環境整備」「渡来ツル監視及び給餌」「渡来数回復に向けた保護ツル移送、放鳥」などを行うものです。

令和5年度においては鹿児島県出水市からの移送は難しい状況にあり、保護ツル3羽は継続して飼育のうえ、10羽程度まで羽数を増やし放鳥する計画でおります。また、令和5年度は、最大渡来数は5羽、現在は4羽が八代で過ごしており、令和4年度の13羽と比較すると半分以上ではございますが、引き続き、渡来数回復に向けて事業に取り組んでまいります。

次に、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」1千259万1千円でございます。これは、学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域において子どもたちの学びや育ちを見守り支援する活動を推進する事業であり、具体的には3つの活動で構成しております。

1つ目は「放課後子供教室」です。放課後子供教室は、児童の安心・安全な居場所づくりの一環として、地域のボランティアの皆様の協力のもと運営しております。須磨小学校を除く26小学校区に1つ以上、31教室を開設しております。令和6年度においても、継続して運営に取り組めます。

2つ目は「家庭教育支援」です。子どもの教育や子育てに関する悩み、孤立しがちな保護者を支えるものであり、7つの家庭教育支援チームの活動の支援に取り組めます。

3つ目は「地域学校協働活動推進員」の活動支援であり、13の中学校区に配置しております「地域学校協働活動推進員」に、地域のキーパーソンとして地域と学校を結ぶ役割を担い活躍していただけるよう、情報交換の場や研修などの支援に取り組めます。

次に、「仮称大田原自然の家移転整備事業」3千39万6千円でございます。これは、青少年の健全育成を図っている大田原自然の家を、中須中学校を改修のうえ移転するにあたり、令和6年度に改修設計などに取り組む事業でございます。改修設計に続き改修工事に取り組み、令和8年度に供用開始することを想定しているところです。

以上で、生涯学習課の主な事業及び予算の説明を終わります。

教育長

はいありがとうございます。続いて、人権教育課をお願いいたします。

人権教育課長

人権教育課が所管する主要な事業について、ご説明いたします。

議案書は引き続きの39ページをお願いいたします。「人権教育講座運営事業」予算額は19万8千円でございます。これは、市民の人権意識の向上を図るため、山口県人権推進指針に定める16の人権課題を中心に、市内16か所の市民センター等で開催するハートフル人権セミナーにかかるものです。

次に、「地域人権教育推進事業」予算額は72万4千円でございます。これは、周南市人権教育推進協議会を中心とした推進体制のもと、市内を10のブロックに区割りした各地域において、それぞれの特色を生かし実施される人権講演会や研修会の支援等を行うものです。

以上で、人権教育課の説明を終わります。

教育長

はいありがとうございます。続いて、学校教育課をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、学校教育課に係る主な事業をご説明いたします。

議案書の40ページをお願いいたします。まず、「学校・家庭支援専門家配置事業」234万円でございます。問題を抱える児童生徒を取り巻く様々な環境に着目して働きかけ、関係機関等との連携をより一層強化し、児童生徒の課題解決を図る専門家として、引き続きスクールソーシャルワーカーを1名配置いたします。既に配置している県補助を活用した6名のスクールソーシャルワーカーや市が配置しているスクールカウンセラーと連携し、児童生徒を取り巻く諸課題の早期解決を図ってまいります。

次に、「民間施設活用実証研究事業」の1千412万4千円でございます。本市では水に親しむ楽しさや喜びを感じたり、技能を高めたりしていくことが重要であることから、概ね10時間程度の水泳授業を実施しております。しかしながら、現在の学校プールの中には老朽化が著しい学校もあることから、修繕をしながら近隣学校で学校プールを共用するほか、周南緑地公園の新水泳場の活用、民間プールの活用を視野に、検討を進めております。

このため、まずは市内に所在する3か所の民間プールを活用し、活用における課題や、専門スタッフの指導による児童生徒の泳力向上等の成果を整理し、今後の取組に生かすため、実証研究事業に取り組んでまいります。

続いて、「部活動改革推進事業」の252万3千円でございます。本事業は、これまで「やまぐち部活動改革推進事業」としておりましたが、県域ではなく本市独自での取組であることから事業名称を変更したところでございます。

令和5年10月に策定した「周南市地域クラブ活動に係る方針」を基本に、令和8年度末に向けた学校部活動の移行を推進していくため、関係機関・団体で構成する「周南市文化・スポーツ活動推進協議会」や専門部会を開催し、移行に関する諸課題の整理や施策の検討を行ってまいります。

また、中学校1校において、他地域中学校区や多世代を受け入れた活動や、子どもたちが主体的に考えるプログラムづくり等の実証研究に取り組み、学校部活動の円滑な移行に向けたしくみづくりや環境づくりの検討を進めてまいります。

学校教育課に係る主な事業は以上でございます。

教育長

はいありがとうございます。続いて、学校給食課から説明をお願いいたします。

学校給食課長

つきまして、学校給食課の所管事務にかかる当初予算についてご説明いたします。

議案書の40ページをお願いします。「学校給食管理運営事業」です。市内6カ所の学校給食センターに係る管理運営に要する経費などで、6億5千994万4千円を計上しており、前年度と比較して、1千181万5千円の減額となっています。

これは、各学校給食センターで使用する光熱水費、燃料費について、令和5年度の予算額を将来のエネルギー価格の上昇を1.5倍程度と見込んだ額としておりましたが、エネルギー価格が落ち着いてきておりますので、その見込みを踏まえ予算措置したことによるものが主な減額の理由でございます。

また、令和6年度の日当たりの給食提供予定数は約1万600食で、給食提供予定日数は200日を見込んでいます。

以上で説明を終わります。

教育長

最後に、中央図書館から説明をお願いいたします。

中央図書館長

それでは、中央図書館所管の令和6年度当初予算についてご説明いたします。

議案書の40ページ、41ページをお願いします。まず、「図書館管理運営費」の2億2千21万6千円です。これは、市内6館の市立図書館の管理・運営に関する経費で、主なものとして、会計年度任用職員の報酬、徳山駅前図書館の指定管理料、その他、管理・運営に関する経費で、市民の読書活動・生涯学習活動を推進・支援するとともに、利用者の満足度を向上させ、利用者増加を図ることとしております。

次に、「図書館資料購入費」の3千30万円でございます。これは、図書、視聴覚資料、新聞・雑誌などの逐次刊行物などの図書館資料を購入するもので、多様化するニーズに応えるべく、新鮮で広範囲にわたる資料の収集に努めてまいります。

次に、「移動図書館運営事業費」3千120万6千円です。利用者サービスの地域間格差を是正・均等化するために、移動図書館サービスを実施しており、業務にかかわる会計年度任用職員の報酬、移動図書館車2台の維持管理費などの経費でございます。

移動図書館は、各地域や小規模校へ巡回、乗り入れを行っており、現在、やまびこ号が40ステーションを約2週間に1回、やまびこ号ジュニアが大津島地区2ステーションを約1か月に1回の頻度で巡回しております。

次に、「図書館システム管理運営費」4千369万2千円です。これは、正確かつ迅速な資料管理や利用者管理、貸出・返却などの処理や利用者への情報提供を行う図書館システムの使用料および賃借料、保守点検委託料および通信運搬費などの経費で、令和6年度中に、システムの更新を予定しております。

次に、「中央図書館整備事業費」2億3千74万3千円です。これは、老朽化した中央図書館の設備改修工事として、空調設備の改修工事を行うものです。すでに工事契約は締結しており、現在は機材の取り寄せなど工事に向けての準備工を行っている状況です。本年10月ころから直接工事を予定しております。

最後に、「電子図書館運営費」の971万4千円です。これは、周南市電子図書館の運営に関する経費で、クラウドおよびコンテンツの使用料を計上しております。図書館に来館することなく利用できるという利便性や、電子書籍の持つ優れたアクセシビリティを活用することで、これまで図書館を利用しづらかった方に対して、幅広いサービスを提供でき、市民の読書活動の意識の向上にも寄与するものと考えております。

なお、昨年、図書館に役立ててほしいとのことで、5千万円の遺贈寄付がございました。令和6年度において、これを財源として、図書館サービスの充実を進めます。主なものとして、移動図書館車の更新、図書館館内の備品などの整備、市内の児童・生徒に読書手帳を配布するとともに、図書館で貸し出した資料を記録したシールを発行するシステムの構築、電子図書館のコンテンツの充実等を行うこととしております。

以上で、説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。

説明は以上でございます。ご質問がありましたらお願いいたします。

松田委員

37ページの全体の所です。教育費の構成の中で、小学校費の小学校管理費、それから中学校費の中学校管理費は前年に比べて減になります。この辺りはどういった理由なのか、あれば教えてください。

私が先般にいただいた資料で見ると、小学校管理費というのは、例えば小学校運営費とか教職員経費、施設管理費が項目として挙げられていると思うのです。その中で、教職員経費とか、というのは会計年度任用職員さん等のことなのかなと思いつつ、小学校運営費とか施設管理費というところが減になるのですか。

教育政策課長

今、おっしゃっていただいたように、様々な費用が1つの費目の中に凝縮されておりますので、これがというように1つの原因ではないと思いますが、小学校中学校管理費の中で、特に光熱水費の電気量に関しましては、昨年度当初予算が物価高等の最中にありましたので、かなり大目に積もってありました。それを少し適正な金額に戻したというようにところも減の理由にはなっております。

松田委員

はい、分かりました。確かに光熱費は話題にもなりましたし、高騰がちょっと懸念されたこともあって。ただほかの内容等を見ると、これが今小学校中学校を運営する上で、基本となるところだろうと思ったので、ここが減になるというのはどういうことなのかなと思いました。

教育長

よろしいですか。ほかには。

吉本委員

40ページの学校教育課の、予算書ページが443ページというところで、スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザー等の費用が、前年度と変わらずという予算になっているのですが、話を以前聞いたときに、こちらに人員をもっと充たしたいという話があったと思うのです。県の予算も一部入っているというふうに伺っていますが、これをそのままというのは、増加予定はないということなののでしょうか。

今、子どもたちを取り巻く環境は非常に厳しいというところで、メンタルを非常にカバーしなくちゃいけないということが言われていると私自身認識をしているのですが、その辺り、先生方の働き方改革を含めていくと、スーパーバイザーとかスクールソーシャルワーカーという専門家の方に入っていただきたいという話を伺っていたと認識しておりましたので、その辺りが予算変わらずというのが少し寂しいなというか、いかがなものでしょうか。

学校教育課長

もう1名増やせば倍になるということでございますけれども、実際今現在ですね、増やして2年が経過いたしました。まだ状況をしっかり確認をして、必要があればもちろんおっしゃるように、増員ということは検討したいと思っています。現状1名増やしたことで、回収率も上がっていますので、効果は出て来ていると思っています。ただ、必要性もその分上がってきているのは確かですので、今後また検討していきたいと思っています。

吉本委員

先ほどのコピーの減額等の予算で充分人員を増やすことはできるのではないかと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

松田委員

今のことに関連して、予算の移動は難しいというのは重々わかっている中で、例えばここで予算化されている専門家配置ということとあわせてですね、予算では取れないところでの不登校傾向の子どもさんへの対応とか、先般もちょっと申し上げたのですが、不登校の児童生徒が増えていっている中に、不登校傾向の子どもさんも含めると、本当に学校現場としては心配であることはもちろん、課長さんもよくご存じだと思うのですが、やはり何らかの施策とか知恵を出していかないと、私は本来の一人一人子どもたちを大事にするという子ども中心の学校の中において必要なことではないかなと思うのですね。

だから、予算的にはこのような形で市独自で配置していただくということは、とてもありがたいことです。先ほどの話のように満足というか、解決度も上がってきている、対応も上がってきているということは重々分かっていて、今年も予算がついて、要求されていて良かったなと思うのですが、やはりもっと手厚いことがいるのではないかな、もう一回その辺りを真摯に考えないと、児童生徒数も少なくなる中で、不登校傾向や不登校の子どもさんが増えているっていうのは、いかんともしい難い現状だと思うのですね。だから予算には現れないかも知れないけれど、どこかでそういうことへの支援が何らかの形で出てくるといいなと思いました。

教育長

ありがとうございます。また、学校教育課のほうでも、検討をお願いできたらと思います。

学校教育課長

ありがとうございます。

教育長

はい。そのほかいかがでしょうか。

片山委員

40ページの、民間施設活用実証研究事業という、プールの関係がありますけれども、先日、市内の栄光表彰の中で、水泳の良い記録を残している児童生徒たちにメダルを渡すという機会がありました。今後もそういった選手が出て欲しいなという思いの中で、専門性を持った人たちが関わって指導をするという機会がどんどん増えてくれるのは良いなと思っていて、これを見たときに、非常にいい研究事業だなというふうに感じました。

例えば、中山間部の小学生がこういうところに行くととなると、やはり移動っていうのが大きな課題になると思うのですが、そういった課題に対して、この研究事業の中で取組というのは考えられるのでしょうか。

学校教育課長

まず、この来年度のこの実証研究事業については、民間施設3事業所さんがございますけれども、そちらに行って、水泳の授業ができる、比較的距離に近い学校を選択しています。そちらが利用するということになります。その中で、事業所さんのご協力で、インストラクターを配置いただけるという所があれば、そのインストラクターさんによる指導を受けながら、子どもたちが泳力向上を図っていくということになるかと思います。こういった事業を通してですね、そのインストラクターの活用が有効かということはしっかり検証していきたいと思います。

ただ、一度にそのインストラクターさんをたくさんお願いするということは、事業所さんとしても人件費との関係、雇用の関係でちょっと受け入れられないところがあります。ですから、今後令和9年度に緑地のプールが使えるようになりますけれども、そちらの事業所さんとも協力をしながら、ではそういう民間プール、緑地のプールを利用しない学校、特に中山間も含めてですけど、そういった学校についても指導が充実するようにインストラクターを配置していくことが

できないかと、そういったことを検討していこうと思います。そういう意味で実証研究ということも考えていますので、ぜひその方向で全市的な泳力向上というか、指導の充実に努めていきたいと考えています。

片山委員

ぜひよろしくお願いします。

松田委員

今のことについて、次年度の構想は見たのですけれども、全体的にはどういう形で推進されようとしているのか、次年度の研究事業を通して、何年度までにこういう形にしていこうというプランがあれば教えてください。

学校教育課長

こちらは現在ですね、教育政策課の方で周南市の小中学校におけるプールのあり方計画を策定しています。その中で、先ほど申し上げましたけれども、緑地を使う学校、民間プールを使う学校、それから近隣校で共用する学校、そして、これまでどおり、自分の学校でプールを利用する学校、そういった学校が出てくることを今想定しています。

ですから、来年度についてはこの民間の事業者さんの活用ということをまずはやってみるわけですが、令和7年度からは、もう少し事業所さんの活用できる学校を増やすことはできないだろうか、また、近隣校の共用化についてもバスの輸送、そちらの方の実証研究はできないだろうか、そんなことも検討していきたいと考えているところです。

教育長

よろしいですか。

松田委員

はい、ありがとうございます。

教育長

そのほかいかがでしょう。

吉本委員

先ほど図書館の説明をいただいたときに、2023年度に5千万円ほどの遺贈があったと伺って、私が認識不足で存じ上げなかったのですけれども、どのように活用されるのでしょうか。

中央図書館長

昨年、お亡くなりになった方が、図書館に役立てて欲しいということで、ご遺族の方から5千万円のご寄付をいただきました。

用途について、図書館に役立てて欲しいということでしたので、いろいろこちらの方で考えた結果、今回につきましては、一番大きいものが移動図書館車の更新ですね、そちらの方にまず使う形で、あと市内の子どもさんに読書手帳、読書の記録をできる手帳を配布して、加えて図書館のシステムから、その図書館の借りた本のリストがシールで印刷できるようなシステムを導入して、イメージとしてはお薬手帳のような形で子どもさんにも活用していただけますし、一般の方も活用できるという形のものを導入させていただくことと、あとは電子図書館のコンテンツを少し充実させるという方向を今考えて、こちらの方で予算を組ませていただいております。あとは館内備品等の整備に使うという形で、それで合計で5千万円という形で今予定をしております。

松田委員

すみません、今の件で。読書手帳なのですが、図書館で借りた本の積み上げに使われるものですか。

中央図書館長

読書手帳につきましては、図書館の方の記録については、シールという形で図書館のシステムから出せるのですが、手帳ですので、例えばお子さんが自由に書いたり装飾したりすることができますので、図書館の記録はシステムで出ますけれども、例えば学校図書館で読まれた本とか個人的に買われて読まれた本とか、そういうのは自由に書き込んでいただいて、好きなように好きな方法で記録を留めていただけたらという考えでございます。

松田委員

自由にというところで、学校では学校で図書カードというのを作っていて、子どもたちは学校図書館の活用については、それに記録していくというシステムがありますよね。それで、実は悩ましいところなのですが、読者の普及という意味では手帳というのはいろんな場面で使うのもいいのですが、学校というところを考えると二重になってきたり、その辺りをどうするのかというところも心配なところがあります。まして、この読書手帳が、毎年新しく入った子どもたちにも継続的に使われるものなのか、今在校生の子どもたちだけのものなのか、その辺りの見通しもちよっと必要ではないかなと思ったりしています。記念事業としてやるものなのか、県全体でも健康手帳とかいろんなものが出てきて、その活用について学校という場でやるときは必ず時間をとって制約される面もあるので、その辺りも重々考えていただけるといいかなと思います。

教育長

なにかありますか。

中央図書館長

手帳については、基本的にはご自由にご活用いただくというのを基本としておりますので、学校が例えば二重になったりという負担にならないような形でご利用いただけたらとは思っております。

来年度、令和6年度については、図書手帳事業を一番最初にやるという形を考えておりますので、かなり初期的な費用はかかると思いますけど、以降については、例えば補充するような形で継続的にできればいいと思っていますし、あとは例えばネットからダウンロードができるような状況とか、そういう活用とかも考えていけたらとは思っています。

松田委員

学校現場と子どもたち、利用される方の立場を含めて、普及も大事なのですが、その辺りもご検討を願えたらと思います。

中央図書館長

はい。

教育長

そのほかいかがでしょう。

岡寺委員

いいですか。39ページにある学校・家庭・地域の連携協力推進事業というところについて、どうしても私自身も学校と関わっていたりするので興味深いのですが、具体的にどんな内容になっているのかというのを改めて聞いてもいいでしょうか。

教育長

お願いします。

生涯学習課長

先ほど、説明で大きく3つの取組をしているということを申し上げました。予算上は放課後子供教室が1千200万の内の900万円ぐらいに該当してくることになると思いますが、26小学校区31教室で、放課後子供教室を開催しております。

その中でも、いくつか富田・福川地区においては学校区をまたがった形でありますので、各小学校より数が多いという状態にはなります。開催頻度は週に2回ぐらいから月に1回ぐらいまでの様々でございますが、基本的には地域の方々の力によって開催をしております。

この取組については、放課後子供教室を動かしていただいている共同活動サポーターさん、こちらに時間600円の単価で有償ボランティアとしてお支払いをしておりますが、実人数としてはだいたい300人から400人の間ぐらい、令和5年度の状況としては300人を超えたぐらいのところで活動していただいております。令和4年度の実績にはなりますが、令和4年度は延べで1万1千人ぐらいの子どもさんが教室に参加されたようになろうかと思えます。

それと家庭教育支援チームについては、今中学校区単位に再編しながら7つのチームがございます。菊川中学校・周陽中学校・富田中学校・福川中学校・熊毛中学校・鹿野中学校という部分と中央部として徳山エリアをカバーしている7チームがございます。このチームもボランティアの方が中心になって、就学時検診の時等に保護者の方に新1年生に上がる保護者の方に対して、子どもが上手に宿題に向き合うにはどうすればよいかとか、登校の不安、一人でちゃんと行けるかなとか、そういう不安を解きほぐしていくグループワーク等を行ったりしています。

地域学校共同活動推進員は、中学校長から推薦をいただいて、地域と学校とのパイプ役としていろいろ情報共有を図っていただける方をお願いをしております。学校運営協議会の委員にもおおむね入っていただいていたかと思えます。その方に学校と地域との窓口にならなっていたら、連携を図っていただければと思っているところです。主にそうした取組でございます。

岡寺委員

はい。ありがとうございます。実際に学校運営協議会に関わりながら、あと地域とも関わっていますが、どうしても固定化していく現実があります。先ほどからいろんなご意見を聞いていて、確か今回は予算の話ですが、その中でどういう活動をするのかということを改めて考えて頭の中を巡らせていたのですけれども、さっき不登校の件もそうでしたけれど、見たり聞いたりする問題はその都度たくさんあります。

実際これをどうしたら良いのか考える時に、地域と一緒にやるというのは一つの方法としてまだまだ深堀できてないところがたくさんあり、使えることはいっぱいあるのではないかなというのを実感しています。

先ほど松田委員も言われたように、何に集中していったらいいのかということも、これからいろいろ考えていかなくてはいけないと思うのですが、そういった地域連携をここで謳われていらっしゃるからには、もっと広く呼びかけて欲しいという思いもあったりします。

実際、先ほど言ったように固定化して同じような人ばかり来てしまいます。周りの地域の人に話すと、他人ごとみたいな話になり兼ねないところは多々あります。もっともっとアナウンスしていただいて、できればリタイア組の皆さんとかに、こういうことがありますみたいなものを呼び掛けていただくようなことも、これから課題にしていけたらなと思います。

ですから今までの定形な枠の中以外のことも、ぜひ試みていただければというような気がします。極端な話、もし予算がちょっと余りそうだなというのがあれば、下手なこと言えないですけど、簡単なことからでいいので、地域の人たちに広くアピールしてできるような、施策や方法も考えていただけたらなと思っています。

教育長

何かコメントありますか。

生涯学習課長

そうですね。やっぱり地域の方々のそれぞれのキャリアと言いますか、その経験や知識を生かして、生かす場として、子どもたちを軸にそういう視点を持っていただけるような啓発活動というのを、まずベースの所で続けていかななくてはならないと考えております。たくさんの方に加わっていただきたいと思います。

岡寺委員

P T Aも含めてですけどね。もちろん、自分の子どもも家族みんなひっくるめて、よろしくお願いします。

教育長

ありがとうございます。

そのほかいかがでしょう。

松田委員

38ページの教育政策課全体について、それぞれに予算拡充で増えておりますよね。こういうふうに対応していただくのはとてもありがたいと思います。特に照明改修工事、これは来年度、戸田小学校、富田中学校ということですが、今後この先はどういう進め方になるのか、計画があれば教えてください。

教育政策課長

小学校1校、中学校1校程度、これは国の補助交付金を活用して、順次LED化を進めるということでやってまいりましたが、この度調査委託料で、特別教室の空調設備と、それから照明のLED化をPFIという方式を使って、一斉に整備するということができないかということで、その導入調査を令和6年度にさせていただくという予算を挙げております。

この中で、空調の設置と学校全体の照明LED化をあわせて行うというところで、その可能性であったりとか、基本的な設計の部分であったりというようなところを少し具体化させていくということにしております。

松田委員

今までトイレ改修も地道に積み上げてこられて、今度は照明改修ということと、念願というかやっと光りが見えてきた特別教室空調と、環境整備にとって大きな予算も伴うことなので、この辺りは今のお話を聞いて、また膨らむといいかなと思いました。

教育長

ほかはいかがですか。

岡寺委員

今のところで、私も気になっていたのですが、改修工事っていうのは、おそらくまただんだん古くなるから、繰り返されるところはあると思うのですが、先ほどのトイレについては、私は本当に切実にずっと思っていたので、だいたいこのぐらいで全部終わりますよという目途が、今あるのですか。

教育政策課長

基本的には長寿命化計画に基づいて、後は個別の学校を選択しながら、内部で言えばトイレ改修、それから外側の外壁防水改修と、LED化に取り組んできたのですけれども、照明改修については、先ほども申しましたPFIで一括してできないかというところで、今後少し方向を変え

て取り組んでいこうと思っています。トイレにつきましては58パーセント程度の洋式化率ということなのですが、学校数で言いますと6年度の工事を終わらして、改修が必要な学校が数校残る状態になっております。これにつきましては7年度以降できるだけ早い時期に取り組んでいきたいと思っています。

残るのが外壁防水改修なのですけれども、長寿命化計画では施設を80年持たせるということを目指し、長寿命化改修をしていくということで、40年あたりで1回大規模な改修を入れるというようなことが理想として謳われているのけれども、すでに周南市の学校はそれを超えているところもたくさんございますので、危険度の高いところであったり、傷みが激しいところから順次やっております。

まずは80歳まで頑張ってもらえる校舎を作るということを一つの目標としてやりながら、今後の校舎の活用等についてもあわせてこれから考えていかなければいけないと思っております。

岡寺委員

まだ58パーセントが洋式なのですね。洋式って全部じゃないということですよ。

教育政策課長

そうですね。基本的に1つは和式も残すということもしておりますし、全体で7割程度が完成ぐらいになるのかなと思っております。

教育長

よろしいですか。

岡寺委員

あともう一ついいですか。洗面所関係はどうですか。

教育政策課長

トイレの手洗いは一緒にやっています。

岡寺委員

廊下にある大きな流しについてはいかがですか、難しいですね。おやじの会等で清掃したことがあるのですが、あっという間に汚くなるので。きれいにしなさいよと言えない状況になっているのです。コンクリートに染みてしまった墨は誰がやろうと思っても取れない。だから本当はもうちょっと美観も含めた改修も嬉しいなと思っておりますが、ぜひよろしく願います。きれいになることは嬉しいです。ありがとうございます。

教育長

ほかはいかがでしょう。

松田委員

40ページの学校教育課の部活動改革推進事業についてです。事業名称は変わっていますし、市独自の取組で今協議会とか専門部会とか立ち上げてやっていらっしゃるという取組は応援したい気持ちがたくさんあります。

ただその中で、市独自で取組もうとされている、いわゆるコミュニティクラブですかね、これの運営等も含めてですね、今はこの予算で対応されているのですが、これが進んでいくと、市全体の中で、それぞれに予算を計上していくような形になるのですか。これまでは教育委員会で部活動ということで、対応等、協議会の運営等をやってこられていて、これが完成した折の予算配当、それについても今協議を進めておられるという段階ですか。

教育部長

全体的な市の予算がどういうふうになるかというのはまだ先の話だと思うのですが、すでに

地域振興部の方でも、予算計上しながら部活動推進事業を進めていますので、最終的には関係する部署の予算計上、市が予算を組むのであれば、予算計上になるのかなと思います。

コミュニティクラブの予算計上については、まだ今の所ないので、話が纏まって必要な経費があれば、その部署で予算の計上をしていくことになると思います。

松田委員

コミュニティクラブについて、新しい形を作っていくということで、活動を伴いながら検証していくということになると、予算も必要になるのかなと思っています。またこの事業費の内訳の全体像が見えないので、その辺りはどうなるのかなという思いでお伺いしました。

学校教育課長

これは基本的に秋月中学校になります。

教育部長

既存の秋月中学校で山口県の部活動改革の中での予算をこういった形に変えていますので、その1校というのは秋月中学校を想定しています。

松田委員

そういうことですか。

教育部長

これまで実証をやってきましたので、更に発展させるというような形になろうかと思っています。

松田委員

それであればなおさらのこと秋月中の実証研究について、こういう形での予算化、それ以外のものもあるのでしょうか、実際にもう何年かしたら近々に動き始めるのに、活動がないまま机上のプランだけではどうなるのだろうか、私でも不安に思ってしまうので、その辺りをどういうふうに進めていかれるのか、またいつかお話が伺えればと思います。

教育部長

6年度の事業については、必要経費というのはこの辺りだということで予算を計上している状況ですね。今から、協議会では今話を進めていますし、その中で専門部会という形で更に詰めた話を共有していますから、その間で市が準備しなくてはならない必要な経費というのが出てきましたら、新たに7年度の予算で出て来るのかと思っています。

教育長

はい。よろしいですか。

松田委員

はい。

教育長

ありがとうございます。そのほかいかがでしょう。

よろしいですか。

(※異議なしの声)

それでは、議案第4号を決定いたします。

教育長

本日の議事日程は以上でございますが、そのほかに何かご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして「令和6年第1回教育委員会定例会」を終了いたします。

署名委員

松 田 福 美 委員 _____

片 山 研 治 委員 _____